



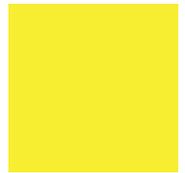
松戸市緑の基本計画 改定版 (案)

暮らしが自然と調和する緑のふるさと 松戸



平成20年9月

松戸市





目 次

序章	1
1．計画の基本理念 松戸みどりの市民憲章	2
(1) 緑の基本計画の目的と見直しの背景	2
(2) 松戸みどりの市民憲章とみどりの市民力	2
(3) 緑の基本計画を中心としたみどりのまちづくりの推進	3
(4) 「みどり」と「緑」の概念	3
2．計画の基本事項	4
(1) 緑の基本計画の位置づけ	4
(2) 計画期間および将来人口	4
(3) 計画で期待する緑の機能	5
(4) 計画で対象とする緑地の分類	5
3．緑の状況	6
(1) 緑被地の状況	6
(2) 自然などの状況	7
(3) 公園緑地などの状況	8
(4) 公共施設の緑化状況	9
4．緑に対する市民の意識	10
(1) 現状の緑の評価と今後の重要性	10
(2) 定住意向と緑	11
(3) 今後のまちづくりのイメージ	11
(4) 財源の投資と緑	11
5．緑の現況と計画の課題	12
(1) 社会的潮流と市政の方向から	12
(2) 緑や環境に関する資源の現況から	13
(3) 市民の意識・意見から	14
第1章 緑の基本計画の方針	15
1．緑の将来像	16
2．計画の基本方針	18
3．計画の目標	19
4．施策の体系	20
第2章 施策の展開	23
1．都市の緑づくり 緑の舞台をつくる	24
(1) 貴重な自然環境の保全・創造	25
1) みどりの市民力による樹林地保全の強化	26
2) 樹林地の保全制度の積極的な活用	28
3) 自然調和型都市の形成	31
(2) 都市公園の整備・活用	32
1) 都市公園の整備・活用	33
2) 緑の拠点づくり	34
(3) 個性ある緑の空間づくり	37
1) 3つのふるさとゾーンの形成	38
2) 江戸川グリーンラインの形成	41
(4) 緑と水辺の回廊づくり	42
1) 緑の幹線回廊の形成	43
2) 水辺の幹線回廊の形成	43

2. 11 のまちの緑づくり	地域の緑の物語をつくる	44
(1) 地域単位の公園緑地整備		45
	1) 地域公園の整備 46	
	2) 身近な公園緑地の整備 47	
	3) 公園の維持管理・運営の充実とリフレッシュ 48	
	4) 多様な手法を活用した公園の整備 48	
(2) 地域の緑と水辺の回廊づくり		49
	1) 地域の緑の回廊の形成 50	
	2) 適正な街路樹の維持管理 50	
	3) 地域の水辺の回廊の形成 50	
(3) 緑の地域を創る緑化推進		51
	1) 公共施設の緑化 52	
	2) 住宅地の緑化 53	
	3) 商業地の緑化 54	
	4) 工場・事業所の緑化 54	
	5) 多様な手法を活用した地域の緑化 55	
(4) 11 のまちの物語づくり		56
	1) 水と親しめる川の手のみち 56	
	2) 風薫る歴史のみち 66	
	3) 光り輝くみどりのみち 72	
3. 緑の担い手づくり	みどりの市民力による体制をつくる	78
(1) 緑や花を楽しむきっかけづくり		79
	1) 緑や自然に関する情報の発信 80	
	2) 緑のイベントなどの開催 81	
	3) 緑の仲間づくり 81	
(2) 緑や花を学ぶ機会の充実		82
	1) 緑や自然について学ぶプログラムの充実 83	
	2) 人材の育成と活用 83	
(3) 「松戸みどりの市民憲章」の行動による実践		84
	1) 緑の地域活動の展開 85	
	2) 緑のボランティア活動の促進 85	
	3) コラボレーションによる緑づくり 86	
(4) 緑の体制のバックアップ		88
	1) 緑の活動のネットワークづくり 89	
	2) (財) 松戸みどりと花の基金の機能充実 89	
第3章 計画の実現に向けて		91
1. 計画の推進を支える主体の役割の強化		92
(1) これまでの取り組み		92
(2) 主体の役割の強化		93
	1) 市民の取り組み 93	
	2) ボランティアやNPOなどの団体の取り組み 93	
	3) 企業の取り組み 93	
	4) 大学や学校の取り組み 93	
	5) (財) 松戸みどりと花の基金の取り組み 94	
	6) 行政の取り組み 94	
	7) 緑推進委員会の取り組み 94	
2. 計画の推進を支える仕組みなどの充実		95
(1) 試行的な取り組みの評価・継続		95
(2) みどりの市民力ネットワークづくり		95
(3) 緑施策の管理・評価と見直し		95
(4) 計画推進のための財源の確保と制度の活用		95

緑の基本計画をよりご理解いただくために

この松戸市緑の基本計画は大きく分けて以下の構成になっています。

序章

計画の基本理念となる平成16年10月制定の「松戸みどりの市民憲章」を示し、今後の計画の推進における中心となる「みどりの市民力」について位置づけを行っています。また、松戸市の各種計画との関連や、計画対象となる「緑地(緑)」の定義を解説し、最新の「緑の状況について」や「緑に関する市民の意識」について調査結果を解析しつつ、松戸市の緑のまちづくりの推進における前提条件となる「緑の現況と計画の課題」を整理しています。

1章

はじめに「松戸市緑の基本計画」のテーマである「暮らしが自然と調和する緑のふるさと松戸 ー緑花清流でつづる人とまち、自然の物語ー」を掲げ、さらに計画の基本方針となる3つの方針「都市の緑づくり」「11のまちの緑づくり」「緑の担い手づくり」を展開することにより将来像を実現していくことを目指し、計画実現の成果としての「江戸川グリーンライン」「自然と歴史と田園、3つのふるさとゾーン」「江戸川沿い斜面林」「緑と水辺の回廊」「市民ひとりあたり11㎡の公園緑地」「市民ひとりあたり1本、50万本の樹木」「みどりの市民力による協力体制」といった計画の目標の実現に努めることを述べています。

2章

序章と1章で定めた基本理念と目標の達成のためには、緑に関する各項目、各段階の複合的な施策の積み重ねと連動が求められます。具体的にどのように施策を展開していくかについて、この章で以下のように項目ごとに詳しく述べています。

「施策の方針」……項目における総論

「緑の現況」……現況把握

「現況からの課題」……課題整理

「施策の方向」……具体的施策テーマ

「施策の展開」……各論としての施策内容

3章

緑の基本計画を実現するための実施計画や具体的な施策についての取り組み方について基本事項を定めています。また、緑推進委員会における取り組みや今後の「みどりの市民力」における各主体の目標を掲げています。

資料編 コラム

限られたスペースのために本編中に記述し切れなかった緑の基本計画での「経緯・内容・用語等」について資料編として追記します。また、現在進行している事業について特色のあるものについてコラムとして随所にちりばめました。

序章



1. 計画の基本理念 松戸みどりの市民憲章

(1) 緑の基本計画の目的と見直しの背景

緑の基本計画は、時の流れに育まれた郷土の文化と自然とに立脚し、緑の街並みづくりや自然環境の保全などについての指針となる計画です。本計画は、本市の緑の状況、まちづくりの方向、本市の緑を取りまく社会的な潮流、市民の緑に対するニーズの変化に合わせて、本市の緑全般の中長期計画として策定するものです。

平成10年に、平成32年(2020年)を計画の目標年次とする「松戸市緑の基本計画」を策定しましたが、策定から10年が経過したため、この間の社会情勢の変化や景観法の制定や都市緑地法の改正、都市公園法の改正などへの対応、緑に関するデータの更新を図りながら、今回、現計画の評価・見直しを行い策定したものです。

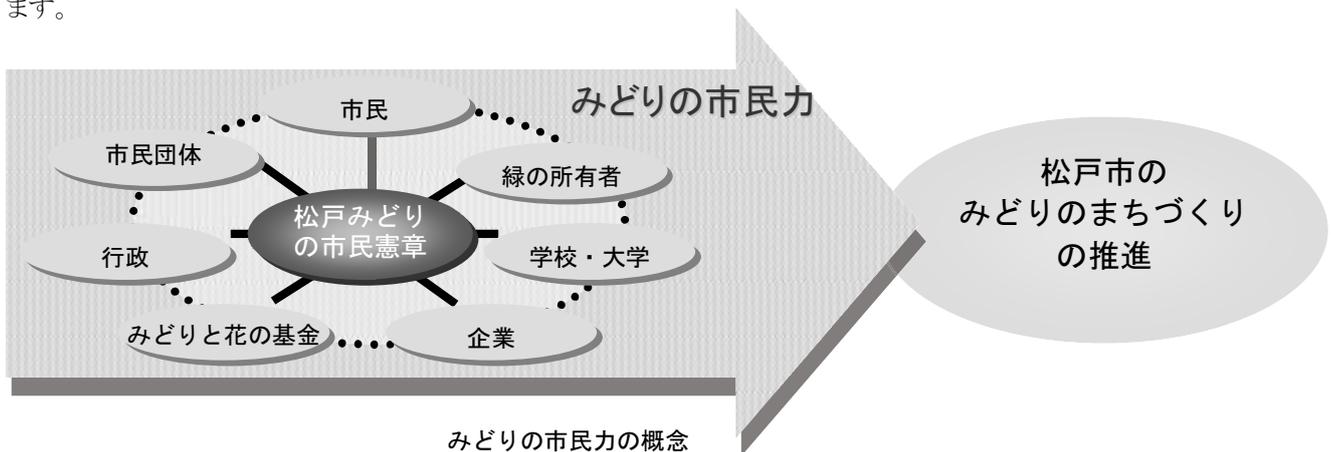
***景観法**
都市、農山漁村における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、良好な景観の形成のための規制や支援の仕組みなどを定めた、我が国で初めての景観についての総合的な法律。平成16年に制定された。

(2) 松戸みどりの市民憲章とみどりの市民力

緑の基本計画の策定以降、本市はさまざまな施策を推進してきました。その一つとして、松戸市緑の条例に基づき緑推進委員会を設置しました。

緑推進委員会の成果の一つとして、平成16年10月1日に「松戸みどりの市民憲章」を制定しました。この市民憲章は、さまざまな恩恵を与えてくれるみどりは健康的で快適な市民生活の享受に欠かせないものであり、みどりとともに暮らすことの豊かさを、市民の誰もが認識することが必要である、との思いから、市民・企業・行政の3者が一体となって、松戸のみどりを育てていくために、理念・基本姿勢・誓いなどを盛り込んだものです。

そこで、本計画(改定版)では、この松戸みどりの市民憲章をみどりのまちづくりの理念として位置づけます。また、松戸みどりの市民憲章の理念に基づいた市民、企業、行政、市民団体、学校・大学、(財)松戸みどりと花の基金、緑の所有者などの各主体の結束によって、みどりに関する課題を解決していく力を「みどりの市民力」と位置づけ、松戸市のみどりのまちづくりを推進していきます。



みどりの市民力の概念

◆松戸みどりの市民憲章◆

私たちのまわりには、樹木、草花、水、土、空そしてさまざまな生きものから構成されるみどりが存在しています。私たちは、自身と輝かしい未来を担う子どもたちの幸せのために、これまで育まれてきたみどりの財産を分かち合い、守り育て、豊かにしていきます。そのために、市民・企業・行政の三者が、それぞれの立場において、みどりのもたらす恵みに想いをはせ、自覚と責任、対話と協働に基づいて行動します。

1. 松戸市民はみどりと暮らす豊かさを大切にします。
1. 千年来のみどりの声に耳を傾け、百年後のみどりを育てます。
1. 子どもたちの夢とあそびを受けとめるみどりをいっぱいにします。

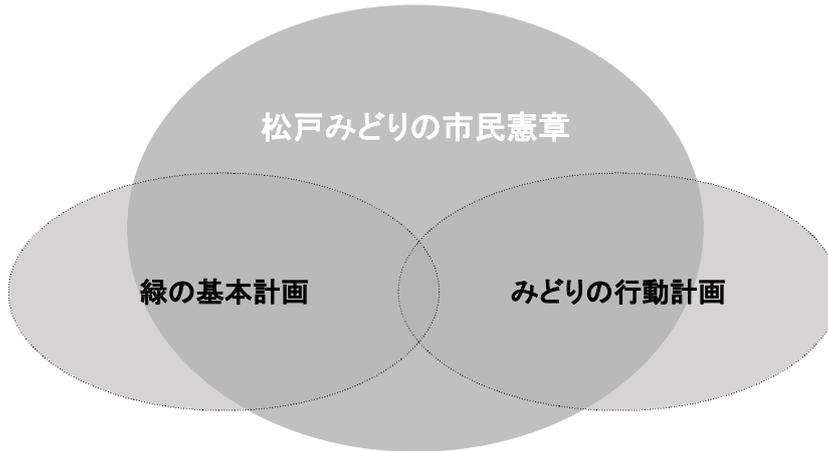
(3) 緑の基本計画を中心としたみどりのまちづくりの推進

緑の基本計画は、「松戸みどりの市民憲章」をみどりのまちづくりにかかわる超長期的な理念として位置づけ、緑の保全・創出・管理を目標として、総合的に推進する中長期的計画です。

また、緑推進委員会では、緑の基本計画と関連づけながら、松戸みどりの市民憲章のアクションプランとしての役割を担う短期的な計画を「みどりの行動計画」として位置づけ、これまでに、市民との協働によって、木や花に名札をつけることや、みどりのマップづくりに取り組んできました。

このように、本市のみどりのまちづくりは、緑の基本計画とみどりの行動計画を中心として推進します。

* 超長期・中長期
行政の定める計画において「長期」とは概ね 20 年を指し、超長期とはそれを超える年月、「中長期」は概ね 10 年～20 年を指す。



緑の保全・創出・管理に関する中長期の計画

松戸みどりの市民憲章の短期のアクションプラン
(テーマに基づき市民との協働で実施するプログラム)

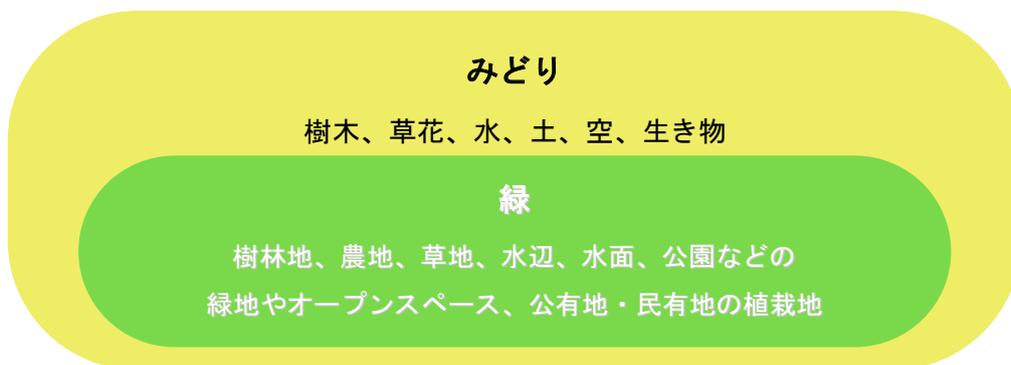
松戸みどりの市民憲章・緑の基本計画・みどりの行動計画の関係

(4) 「みどり」と「緑」の概念

本計画で対象とする「緑」は、樹林地、農地、草地、河川などの水面、公園などの緑地やオープンスペース、学校のグラウンド、民有地の住宅・事業所・工場・商業店舗などの樹木や生垣・草花などを指します。

* オープンスペース
公園、広場、農地などの建築物によって覆われていない土地の総称。

さらに、このような「緑」のあり方を考えることにより、松戸みどりの市民憲章で謳われている、樹木、草花、水、土、空やさまざまな生き物から構成され、また人とのかかわりにおいてやすらぎやうるおいを与える「みどり」がより豊かにしていくことを目指します。



「みどり」と「緑」(計画で対象とする緑地)の概念図

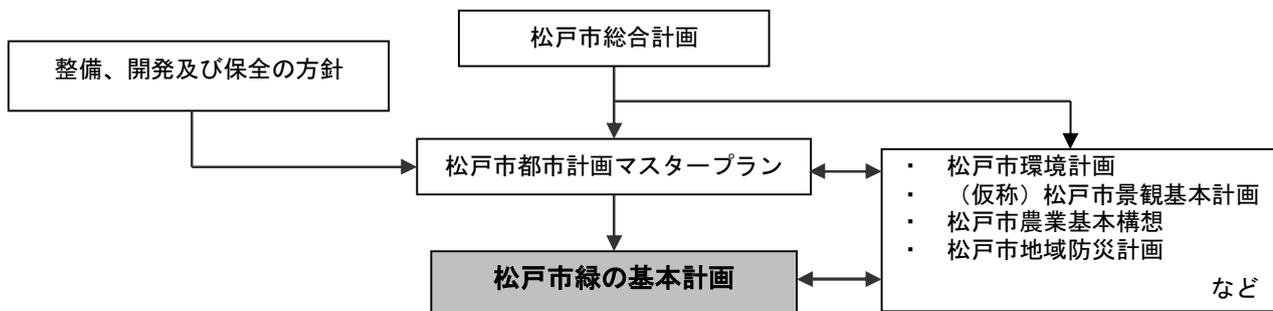
2 . 計画の基本事項

(1) 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法に基づいて、市町村が主体となって策定する計画であるとともに、松戸市緑の条例に位置づけられた計画です。また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とも整合を保つほか、「松戸市総合計画」の実現のための緑に関するマスタープランとして位置づけられます。同時に「松戸市都市計画マスタープラン」と適合することで施策の都市計画上の担保が得られることとなります。

このほか、「松戸市環境計画」「松戸市農業基本構想」「松戸市地域防災計画」などが策定されており、「(仮称)松戸市景観基本計画」を策定中です。これらの計画に関係する事業についても、本計画で記載する事項は各事業を推進するうえでの指針となるものであり、各事業実施の段階で調整が行われることとなります。

また、本計画は、事業進捗を確認しながら実施していくものとし、社会情勢や市内の環境変化などに合わせながら、必要に応じて見直しを行うこととなります。

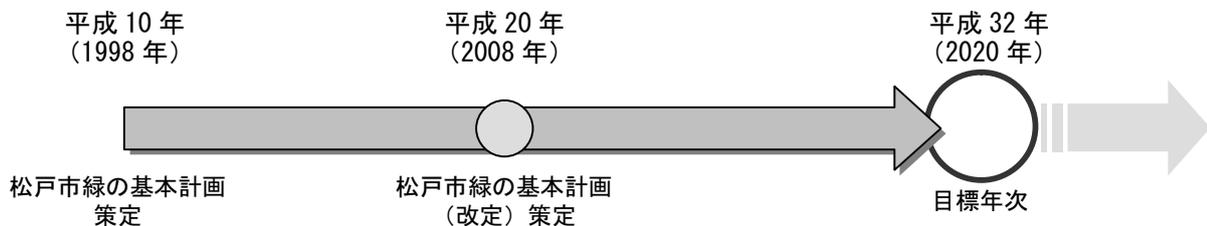


緑の基本計画の位置づけ

(2) 計画期間および将来人口

本計画は、「松戸市総合計画」の緑に関する実現化計画であるため、計画の前提条件も「松戸市総合計画」の中の基本構想に準拠します。

従って計画の目標年次は 2020 年(平成 32 年)とし、この時点での人口を約 50 万人と設定します。



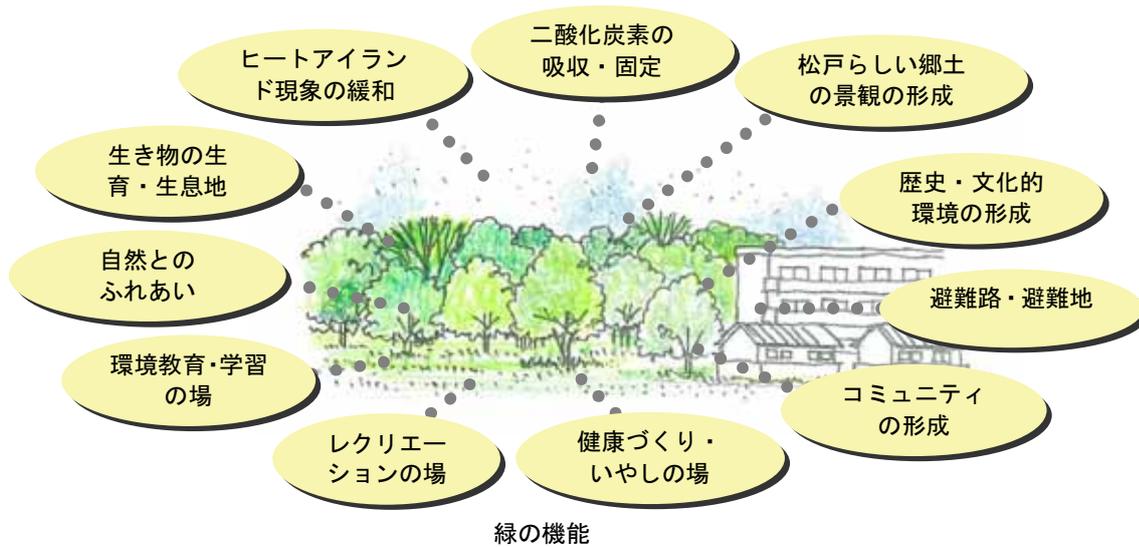
緑の基本計画の目標年次

(3) 計画で期待する緑の機能

緑は私たちの生活を様々な面で支えています。緑は、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場となることをはじめ、生き物の生育・生息環境を形成するとともに、災害時には避難路や避難地としての役割を果たします。また、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化対策に貢献する二酸化炭素の吸収・固定などの環境の改善にも重要な機能を有しています。さらに、松戸らしい美しい景観の形成や歴史・文化的環境の保全などにも役立っています。

* ヒートアイランド現象
都市活動に伴うエネルギー発熱やコンクリート、アスファルトなどの地表面の状態によって、都市内の温度が郊外部と比較して高くなる現象。

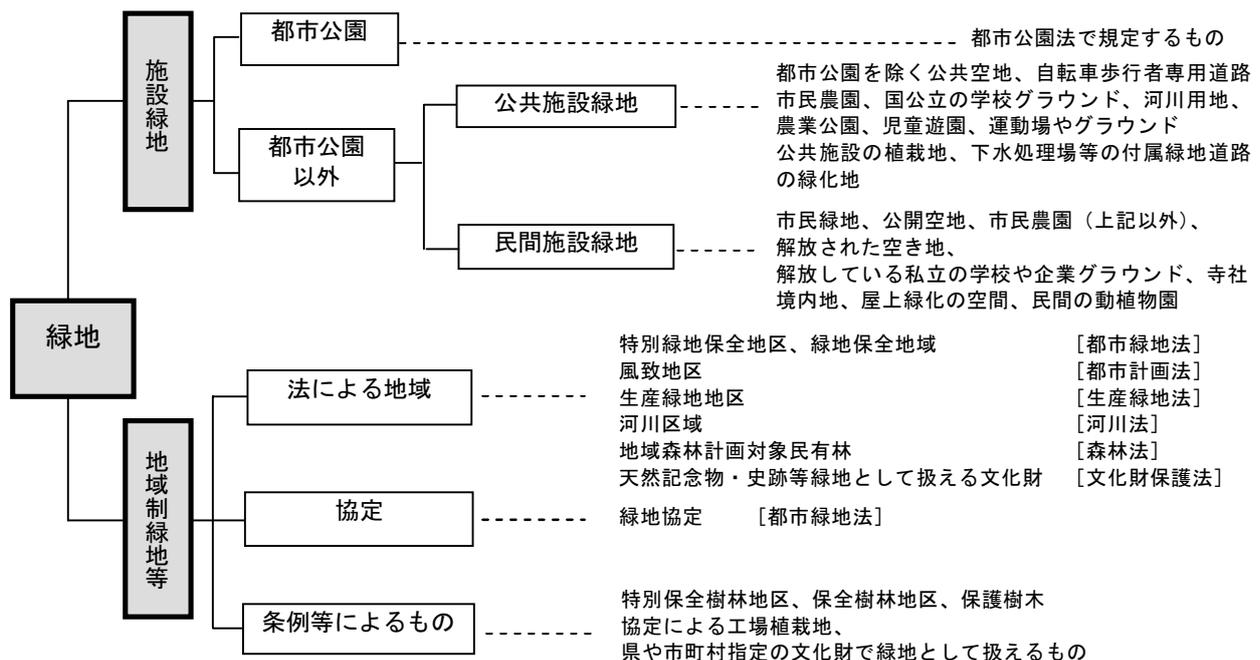
本計画では、緑の機能を補完しあうように市内に配置することを基本的な考え方としました。これにより、効果的に緑の恩恵が市民にもたらされることが期待できます。



緑の機能

(4) 計画で対象とする緑地の分類

計画で対象とする緑地は、公園などの施設として整備された「施設緑地」と、法令により一定の区域を指定して土地利用を制限する「地域制緑地」に大きく区分することができます。



緑地の種類

* 出典：「新編 緑の基本計画ハンドブック」2007年4月（国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課）を修正・加筆

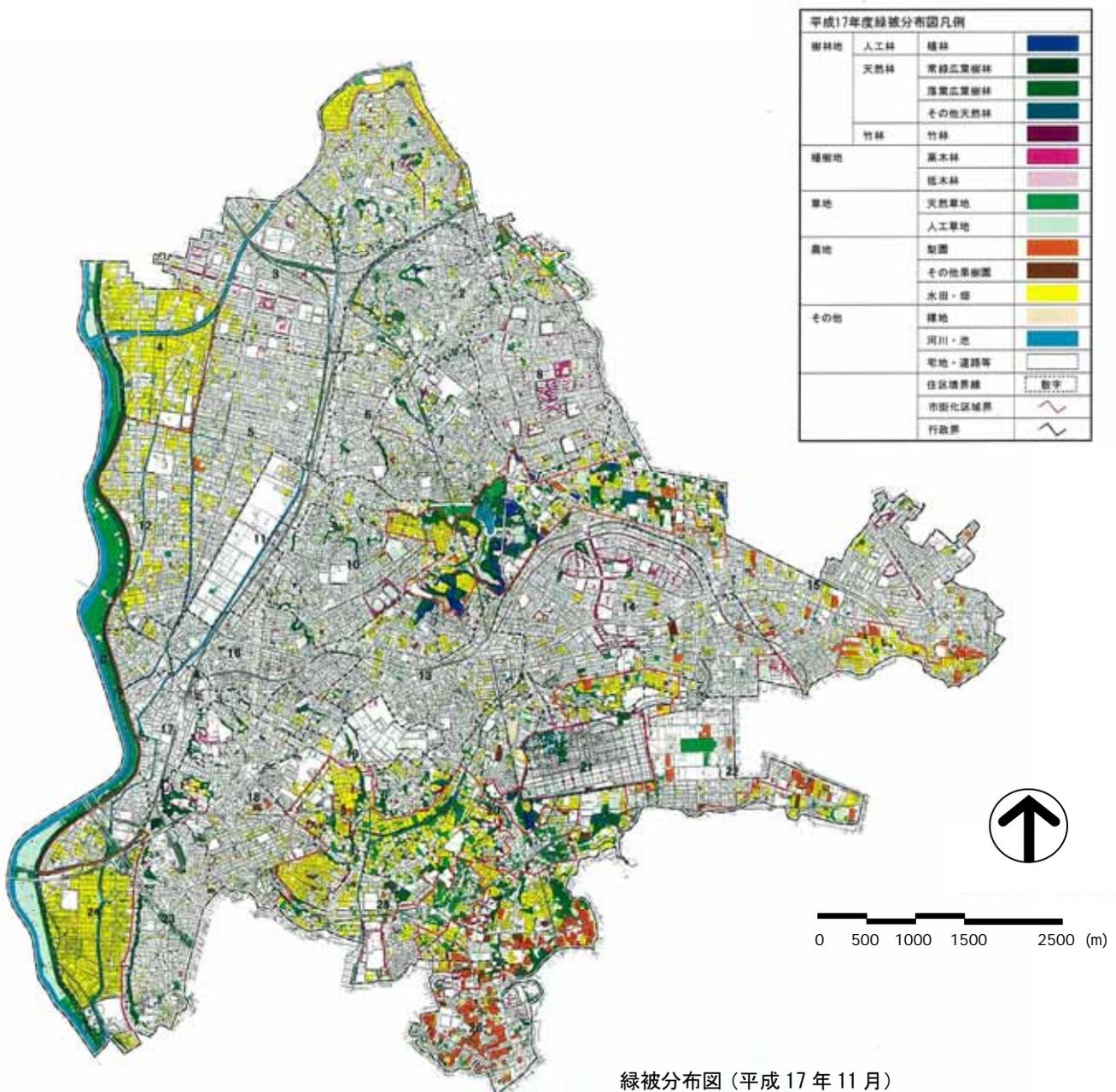
3 . 緑の状況

(1) 緑被地の状況

市全体の緑被地は約 **1,880ha** で、市の面積に対して **30.6%**と、市の3分の1程度の土地が緑でおおわれています。これらの緑のなかで、最も面積が大きいのは農地で、次いで、草地・植樹地・樹林地の順となっています。

緑の分布を見ると、緑被率が **50%**以上を占める地区は、市街化調整区域を含む地区にみられます。金ケ作では多くの緑が **21** 世紀の森と広場に存在しています。江戸川河川敷では草地在な緑となっています。緑被率が **30~50%**未満の地区では、農地が主な緑となっています。緑被率が **20%**未満の少ない地区はJR常磐線・新京成線沿いの住宅地を含む地区にみられます。

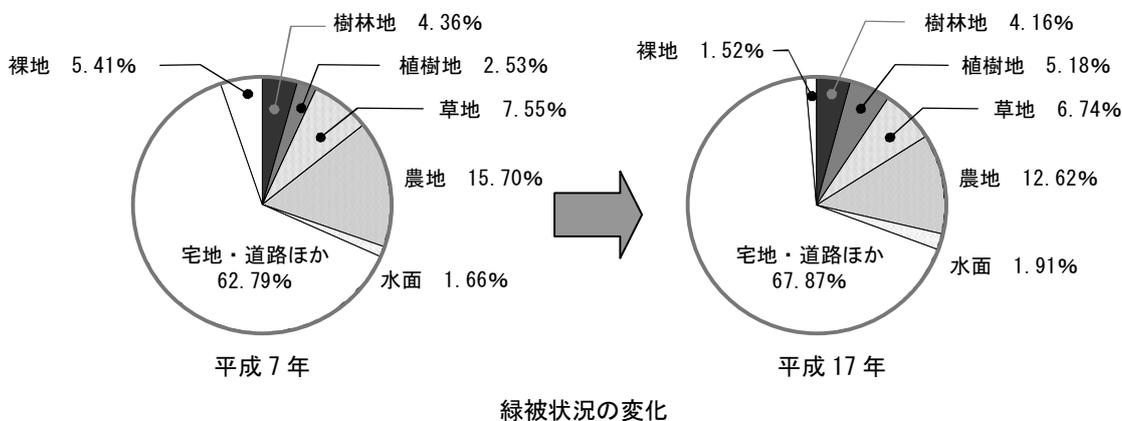
緑被率の変化をみると、平成 **7**年から平成 **17**年にかけて、市全体で約 **1.2**ポイント減少しました。緑の種類でみると、農地・草地在大きく減少しており、特に農地在約**3**ポイント減少しています。



緑被地の状況（平成7年と17年）

		面積 (ha)	
		平成7年	平成17年
緑被地	樹林地	267.21	255.46
	植樹地	154.99	317.59
	草地	463.27	413.12
	農地	963.13	774.08
	河川・池	101.74	117.33
	計	1,950.34	1,877.58
	緑被地の割合	31.80%	30.61%
宅地・道路等		3,851.05	4,162.48
裸地		331.61	92.94
市域面積		6,133.00	6,133.00

※平成7年に比べ植樹地の面積が増加しているのは、平成17年調査では写真撮影・緑被判読がデジタル化したため、前回の調査では抽出できなかった緑被面積が詳細に測定されたことによるものです。



..(2)..自然などの状況.....

本市は都心から 20km 圏に位置し、千葉県東葛地域(北西部)に位置します。西は江戸川を境に東京都葛飾区、埼玉県三郷市と接し、南は市川市、東は鎌ヶ谷市、東から北にかけて柏市、流山市と接しています。市域面積は 61.33km²で、東西 11.0km、南北 11.5kmと、ほぼヒシガタをもった広がりとなっています。

市域の東側は下総台地の一部に属する起伏の多い台地であり、台地の中には樹枝状に谷が深く入りこんでいます。その表面は、関東ローム層であり、下部は成田層で砂や粘土の互層になっています。市域の西側は江戸川を背後に控えた低地であり、河川沿いに形成された沖積層となっています。台地と低地部の高低差は 25m前後であり、台地の崖下などには多くの湧水がみられます。

台地部では常緑広葉樹林としてシラカシなどのカシ類、低地部や斜面林などではケヤキ、エノキ、ムクノキ、ミズキ等が優占する落葉広葉樹林が住宅地に隣接して点在しています。面積は少なくなりましたが、市内河川や湿地ではヤナギやハンノキといった河辺林もあります。これらの樹木と、コナラ・イヌシデを中心とした落葉広葉樹とスダジイ・タブノキなどの常緑広葉樹が混在しています。また、人工林はスギ林が多く、アカマツ林も以前は多くありましたが、今はあまり存在しません。これらの自然環境においてさまざまな、ほ乳類・鳥類・は虫類・両生類・昆虫などが生息しています。

(3) 公園緑地などの状況

市内には全体で 550 箇所、約 442ha の公園緑地が整備されています。このうち市街化区域で 501 箇所、215ha、市街化調整区域で 49 箇所、227ha が整備されています。人口 1 人当たりの公園緑地の面積は 9.3 m²/人となっています。また、半数近くの公園は整備してから 30 年以上を経過しています。

また、市内で保全の対象となっている地域制緑地は、市街地内の保全すべき農地である生産緑地地区、市の緑の条例による特別保全樹林地区などで、現在 396.2ha が指定されています。

*公園緑地
ここでは、都市公園法に基づく都市公園に、こどもの遊び場、グラウンド、その他の広場などの公園的な機能を有する公共施設緑地を加えたものをいう。都市公園の詳細は資料編参照 (P100)。

公園緑地の設置状況 (平成 19 年 3 月)

公園緑地			市街化区域		都市計画区域	
			整備量		整備量	
			箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	242	47.16	249	47.75	
	近隣公園	11	20.68	12	23.28	
地区公園	地区公園	1	4.05	1	4.05	
	総合公園	0	0	1	50.06	
都市基幹公園	運動公園	1	10.00	1	10.00	
	基幹公園計	255	81.89	264	135.14	
特殊公園	歴史公園	2	3.07	2	3.07	
	墓園	0	0	1	104.70	
都市緑地	都市緑地	97	9.76	102	28.83	
	その他の公園計	99	12.83	105	136.60	
都市公園計		354	94.72	369	271.74	
公共施設緑地		147	120.33	181	170.45	
公園緑地合計		501	215.05	550	442.19	
人口 (平成 18 年 10 月 1 日現在) 474,934 人 (1 人当たり 9.31 m ²)						



松戸中央公園 (近隣公園)



松戸運動公園 (運動公園)

地域制緑地の指定状況 (平成 17 年 12 月)

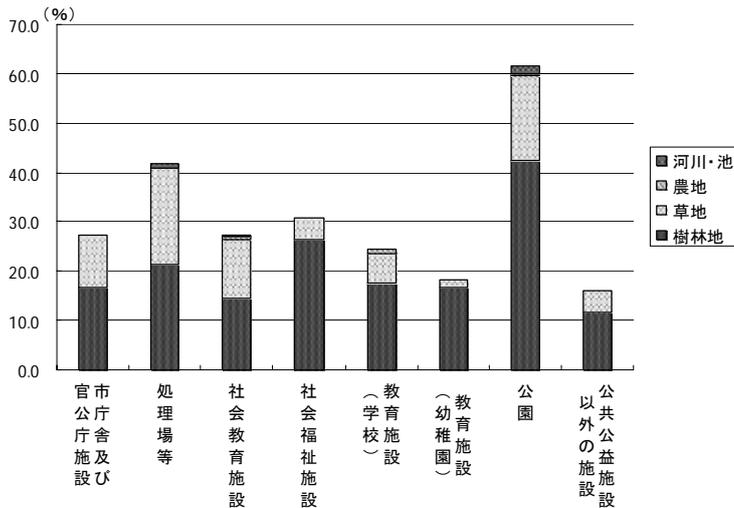
種別		箇所	面積 (ha)
法によるもの	生産緑地地区	630	169.2
	地域森林計画対象民有林	—	132.0
条例等によるもの	保全樹林地区	556	54.4
	特別保全樹林地区	46	4.6
	協定等によるもの	12	36.0
合計		1,244	396.2

(4) 公共施設の緑化状況

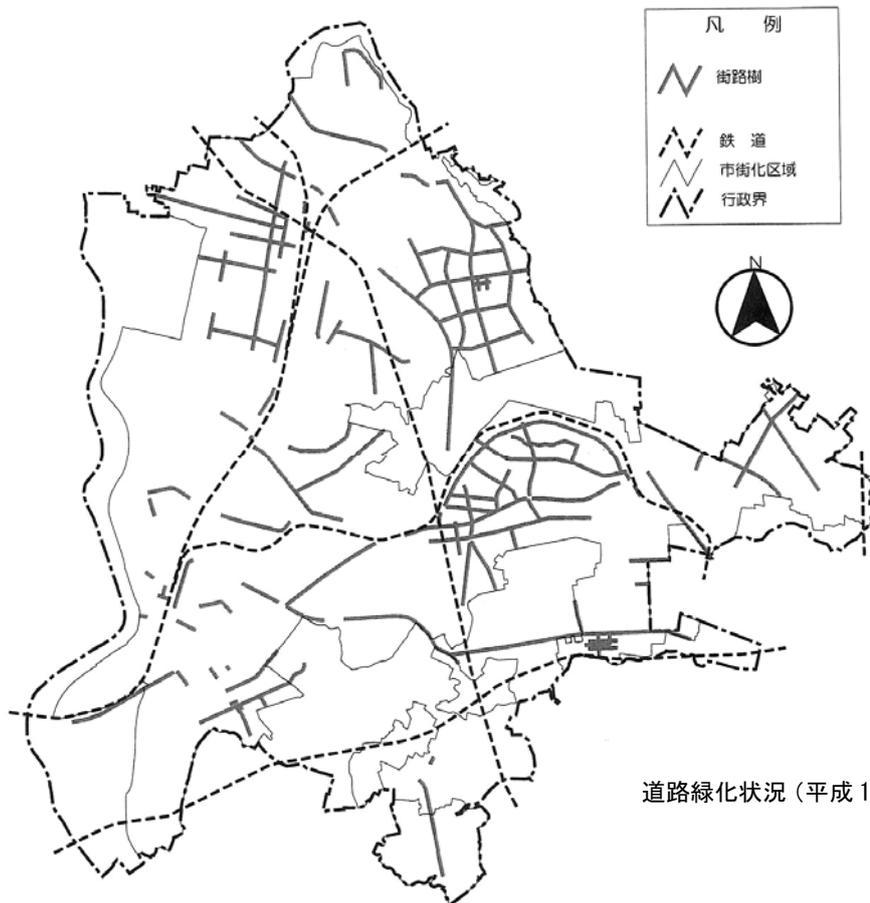
市内の公共公益施設の緑被率は、平均で **43.4%** となっています。

施設別でみると、最も緑が多いのは公園で、次いで処理場等(クリーンセンターなど)、社会福祉施設(総合福祉会館など)、市庁舎及び官公庁舎、社会教育施設(市民会館など)の順となっています。

市内街路樹の総延長は約 **79km**(国道・県道を含む)です。主な樹種は、ソメイヨシノ・ケヤキ・イチョウ・マテバシイなどです。街路樹が多い地区は、小金原地区や常盤平地区で、特に常盤平のサクラ・ケヤキ並木は全国的にも有名です。



公共公益施設の緑被状況(平成17年11月)



道路緑化状況(平成17年12月)

4 . 緑に対する市民の意識

緑に対する市民の意識を、最近行われたアンケート調査をもとに把握します。

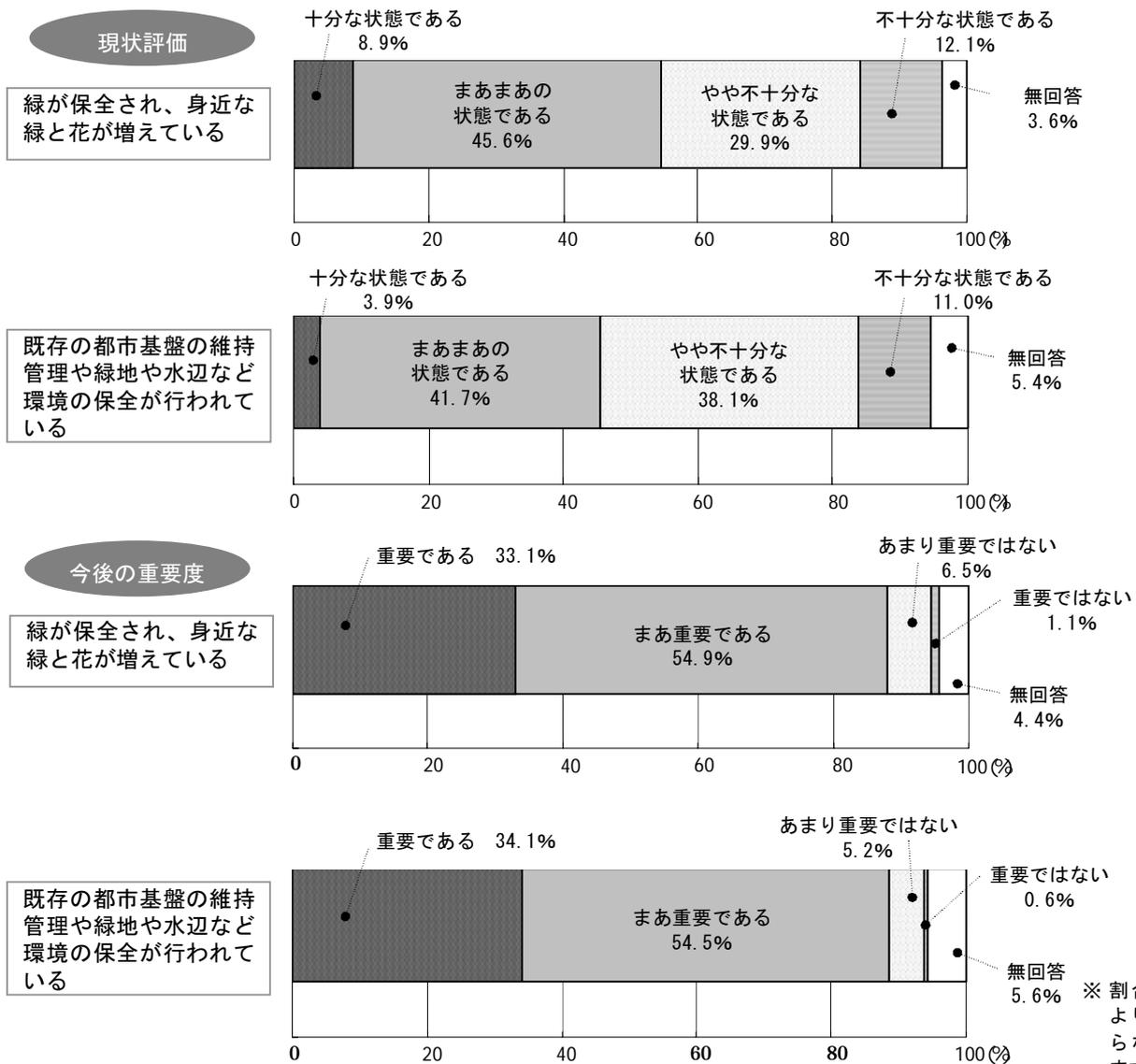
(1) 現状の緑の評価と今後の重要性

現状として、「緑が保全され、身近な緑と花が増えている」に対する評価としては、「十分な状態である」「まあまあ状態である」をあわせると **54.5%**です。また、「既存の都市基盤の維持管理や緑地や水辺など環境の保全が行われている」に対する現状の評価としては、「十分な状態である」「まあまあ状態である」をあわせると **45.6%**で、「不十分な状態である」「やや不十分な状態である」をあわせた **49.1%**に対し、不十分とする意識が上回っています。

今後の重要性として、「緑が保全され、身近な緑と花が増えている」に対しては、「重要である」「まあ重要である」をあわせると **88%**に達します。また、「既存の都市基盤の維持管理や緑地や水辺など環境の保全が行われている」に対する今後の重要性については、「重要である」「まあ重要である」をあわせると **88.6%**に達します。

以上のことから、現状における緑の評価は、おおむね半分の市民が満足としているとともに、今後の重要性については、多くの市民が重要であると認識していることがわかります。

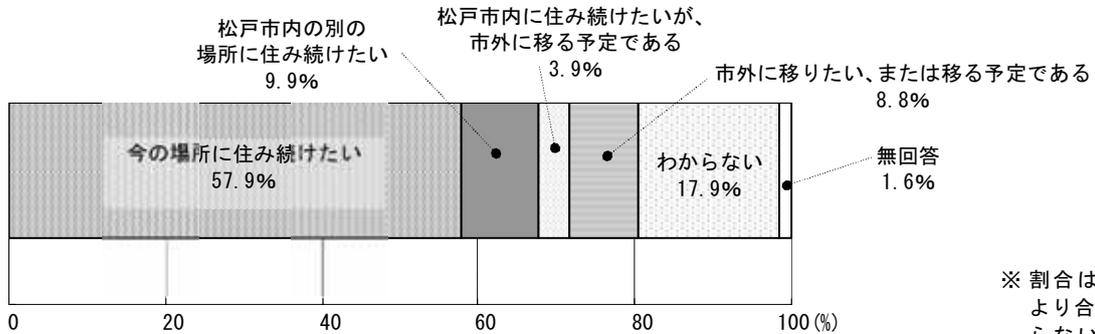
(「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成18年10月)より)



(2) 定住意向と緑

松戸市に対する市民の定住意向としては、「今後も今の場所に住み続けたい」が 57.9%にのびます。その理由として、「東京に近い」(34.5%)、「通勤や通学に便利」(33.7%)に次いで、「緑が多く、静かな住環境に満足している」(32.5%)と、3番目に緑を定住する要因に挙げています。

(「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成18年10月)より)

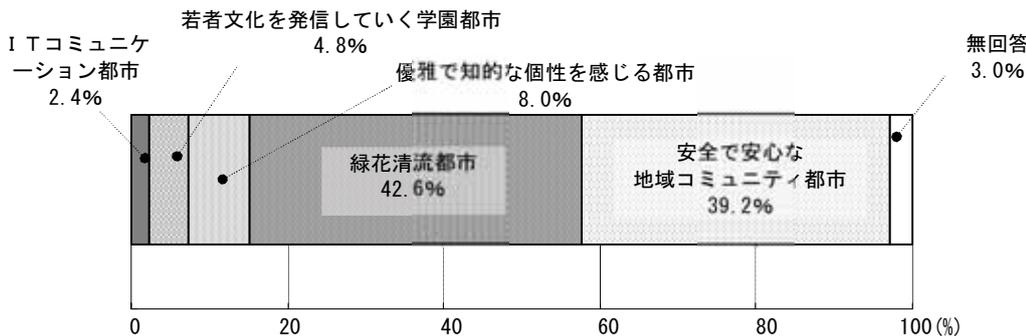


※ 割合は四捨五入により合計が100とならない場合があります。

(3) 今後のまちづくりのイメージ

松戸市に望む今後のまちのイメージづくりとしては、「新たな開発よりも、自然や緑、歴史や文化など松戸がそもそも持っている良さを活かした緑花清流都市」を選択した市民は 42.6%と最も多い結果となりました。

(「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成18年10月)より)

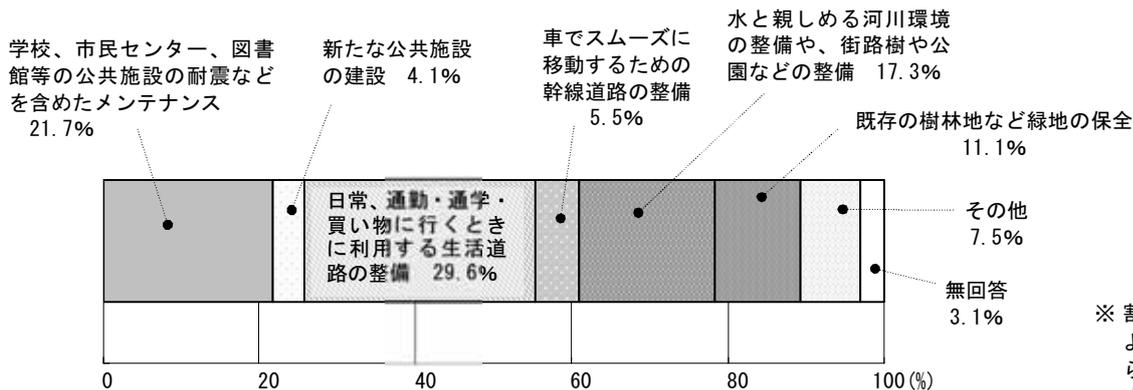


※ 割合は四捨五入により合計が100とならない場合があります。

(4) 財源の投資と緑

今後の松戸市の都市基盤について、限られた財源の中で、重点的に投資すべき施設・設備については、「水と親しめる河川環境の整備や街路樹や公園などの整備」については 17.3%、「既存の樹林地など緑地の保全」については 11.1%となっており、緑や水辺の整備については、あわせて 28.4%の市民が投資すべきとしています。

(「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成18年10月)より)



※ 割合は四捨五入により合計が100とならない場合があります。

5 . 緑の現況と計画の課題

(1) 社会的潮流と市政の方向から

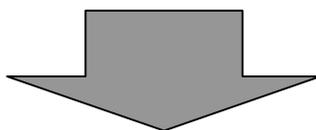
本計画は、本市における緑地の保全・創出や緑化の推進を総合的に推進するために策定されるものです。このため、本計画は社会的な潮流をとらえ、本市の市政の基本的な方向を踏まえたものでなければなりません。

社会的な潮流と市政の方向から、緑の基本計画の果たすべき役割を整理すると下図のようになります。

これらの役割を果たす計画としていくために、地域・都市それぞれの段階で、多様性、快適性、交流、既存社会資本の長期的維持、ノーマライゼーション、都市の安全性などの複合する要求を満たす事業展開が必要となります。

* ノーマライゼーション
あらゆる施策に、高齢者や身体障害者はもとより、子供、女性等からの視点を加え、すべての人々が、ともに家庭や地域で安心・安全・便利・快適に生活することができるようにすること。

社会的な潮流	市政の方向（松戸市基本構想より）
<p>◎環境への配慮</p> <p>地球レベルでは、生物多様性の確保、循環型社会の形成、地球温暖化の防止対策などが課題となる中で、「身近な生活環境」だけでなく、「地球環境」も意識した環境への配慮が求められている。</p> <p>◎多様な価値観への対応</p> <p>生活様式の多様化・高度化に伴い、多様なライフスタイルを選択することができるまちづくりが求められている。</p> <p>◎少子高齢化社会への対応</p> <p>少子高齢化の進展に伴い、すべての人が暮らしやすい生活環境をつくることや、市民・行政・事業者などの主体が連携しながら、効果的・効率的な取り組みを進めることが求められている。</p> <p>◎都市の安全性向上への対応</p> <p>阪神大震災の教訓により、日常の安全・安心だけでなく、災害時に安全性が確保されたまちづくりが求められている。</p> <p>◎まちづくりへの住民参加</p> <p>行政に透明性を求める一方で、住民が、自ら身近な住環境の整備に積極的に参加する意欲が、強くなっている。</p>	<p>—住んでよいまち・訪ねてよいまち—</p> <p>◎充実した生活都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活に身近な地域の形成（11のまち） 環境特性を生かした3つのまとまり <ul style="list-style-type: none"> 「水と親しめる川の手のまち」 「風薫る歴史のまち」 「光輝くみどりのまち」 <p>◎活力ある交流都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流拠点の育成・整備 交流都市を支える交通網の整備 <p>◎調和のとれた土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然環境との調和 ゆとりある市街地環境の形成 拠点にふさわしい土地利用



緑の基本計画が果たすべき役割

- ◎自然環境の維持・向上に役立つ緑や緑地を形成する
- ◎市民の生活圏に応じた風土や文化を大切に、快適な生活環境をもたらす緑や緑地を形成する
- ◎松戸市を舞台とした多様な交流がなされる、ネットワークの形成に役立つ緑や緑地を形成する
- ◎人に対して優しく安全な緑や緑地を形成する
- ◎市民が主体となる緑に関する事業を展開する

(2) 緑や環境に関する資源の現況から

現在の本市の緑を取りまく状況は、相続税対策や後継者不足により樹林地や農地が減少していることなどからみても、緑の「量」を確保する事業推進は困難な状況といえます。

一方で、歴史や文化・環境などに関連する水辺や樹林地などの環境資源は、市内にまだ多く残されています。

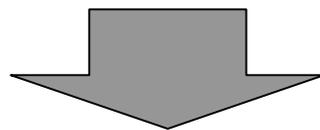
そこで、本計画では、市内に展開していく事業の「量」の確保だけを主な方針とせず、豊富な環境資源を活用するために事業の「質」の確保についても取り扱うことが求められます。

緑の現況

- ◎公園緑地などの整備量は、約 9.3 m²/人である。
- ◎地域を代表する近隣・地区公園が少ない。
- ◎市域の緑は約 31%で、平成 7 年から平成 17 年にかけて、約 1.2 ポイントの緑が減少している。
- ◎樹林地は約 4.2%を占めている。
- ◎特別保全樹林地は開発などにより減少してきたが、下げ止まり傾向にある。
- ◎道路緑化量には地域格差がある。
- ◎ボランティア活動にかかわる市民が増えつつある。
- ◎河川など水辺環境の再生や湧水の保全が行われている。
- ◎市街化区域内の農地が減少している。

環境に関する資源

- ◎江戸川沿い斜面林
 - ・矢切に代表される斜面林の景観
 - ・斜面下部の数多い湧水
- ◎本土寺・浅間神社に代表される歴史的社寺の緑
- ◎市内最大の緑のオープンスペースである江戸川河川敷
- ◎松戸市の自然や文化の中心である「21 世紀の森と広場」と周辺の樹林
- ◎農地と樹林が織りなす良好な環境を持つ東部地域の谷戸
- ◎台地上の最大のオープンスペースである八柱霊園
- ◎歴史的社寺・遺跡の多い北小金駅周辺地域
- ◎低地部を流れる坂川などの河川
- ◎江戸川低地部の広大な農地



緑の基本計画での対応

- ◎地域の特性にあった公園を整備する。
- ◎良好な環境を形づくる樹林地や農地を保全する。
(特に、江戸川沿い斜面林、21 世紀の森と広場周辺、矢切などの農地)
- ◎河川や道路を活用した、市街地を貫く緑を形成する。
- ◎緑の少ない本市にあって、まとまった緑のオープンスペースとなる江戸川や八柱霊園を活用する。
- ◎「農」や「歴史」といった特徴的な資源と市民とのふれあいの場を確保する。
- ◎緑を増やすために緑化施策を推進する。

(3) 市民の意識・意見から

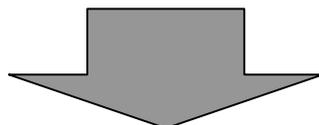
「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成 18 年 10 月)や「松戸市総合計画前期基本計画進行管理に係る市民意識調査等実施結果」(平成 19 年 3 月)によると、市民の松戸市の緑に対する評価や期待は全体的に高いといえます。

一方、緑が少なくなっていること、公園の整備状況についても不満とする意見もみられます。

「松戸市総合計画前期基本計画進行管理に係る市民意識調査等実施結果」(平成 19 年 3 月)では、緑地・河川などの自然環境に満足している人の割合が、平成 19 年度の目標値 25.0%に対し、平成 18 年度は 18.2%にとどまっており、達成状況は低い状況にあります。

このことから、引き続き、緑豊かな松戸を目指し、より積極的な緑の保全・創出が必要であるといえます。

市民の意識	市民の意見
<p>◎現状の緑の評価</p> <p>緑が保全され、緑が増えていると評価している市民は約 55%であるが、緑地・河川などの自然環境に対する満足度は低い状況となっている。</p> <p>◎今後の緑の重要性</p> <p>今後重要であると認識している市民は88%にも達しており、緑に対する期待は高い。</p> <p>◎定住意向と緑</p> <p>松戸市に今後も住み続けたいとする市民は約 58%であり、このうち、3人に1人は緑をその要因に挙げている。</p> <p>◎今後のまちづくりのイメージ</p> <p>今後の松戸市の都市づくりのイメージとしては、「緑花清流都市」が約 43%で最も多く、自然や緑、歴史や文化など松戸がそもそも持っている良さを活かした都市に対するニーズが高い。</p> <p>◎財源の投資と緑</p> <p>限られた財源について、生活道路の整備、公共施設のメンテナンスとともに、約 28%の市民が緑に対して重点的に投資すべきであるとしている。</p>	<p>◎緑の松戸といわれるように自然を大切にしてほしい。</p> <p>◎静かな住宅街、緑の多い地域、農業の発展やふるさとと思えるような地域を目指してほしい。</p> <p>◎斜面林などの樹林地をもつ地権者が、子どもたちが自然にふれる場所として開放・提供することを条件として、持ちつづけることができるように応援したい。</p> <p>◎21 世紀の森と広場をこのまま守ってほしい。</p> <p>◎子どもがのびのびと安心して遊べる公園や広場の整備を望む。</p> <p>◎公園の配置バランスが悪い。</p> <p>◎大木の保全を図るべきである。</p> <p>などの意見が多くみられる。</p>



緑の基本計画への反映

- ◎引き続き「緑花清流都市」を緑の将来像として掲げる。
- ◎定住を促進していくために、緑の保全や整備を推進する。
- ◎21 世紀の森と広場をさらに市民の憩いの場となるよう維持と活用の充実を図る。
- ◎子どもが遊ぶことができる公園などのオープンスペースを確保する。
- ◎大木や歴史的な場所の緑を大切にする。

第1章

緑の基本計画の方針

1 . 緑の将来像

本計画では、既存の自然や公園、緑化地、市民の緑の活動をそれぞれの実状に合わせて再生させながら、これまでも増して積極的に、緑地の保全、公園緑地の整備、緑化の推進を行い、市民がすべての緑や水辺にふれあうことのできる緑と水辺のネットワークを都市全体から地域にかけて形成することにより、緑花清流による新たな「ふるさと松戸」を創造していきます。

2020年・人口50万人を目標とした緑の将来像は次のとおりです。

緑の将来像

暮らしが自然と調和する緑のふるさと 松戸

—緑花清流でつづる人とまち、自然の物語—

2020年の「緑のふるさと 松戸」では…

江戸川・斜面林・ふるさとゾーンに囲まれた暮らしの舞台となるまちで、うるおいある水辺や緑の中を人や生きものが行き交っています。

暮らしの舞台となるまちは、今よりも洗練され、地域の特色を活かした公園と公共施設や民有地の緑が市民の身近にたくさんあります。このまちは、緑や自然に囲まれ、人や生きものの健康的な営みが調和しており、生活の利便性もすべての人が享受できる緑のふるさとと呼べるまちになっています。それは、市民を中心として、市民団体、学校・大学、企業や、市や(財)松戸みどりと花の基金などが連携・協力した、みどりの市民力による取り組みの成果なのです。

このような緑のふるさとに、緑を愛し暮らしと自然の調和を持続していける50万人の市民が、安全で安心し、そして快適に生活しています。





緑の将来像

凡例

-  緑の拠点
-  11のまちの地域公園
-  緑の情報発信基地
-  緑の情報・交流拠点
-  緑の幹線回廊
-  水辺の幹線回廊

2 . 計画の基本方針

緑の将来像を実現していくために、緑の基本計画の施策の実施を「都市」「地域」「人」の3つの段階で展開します。

「都市」では、市全域および「水と親しめる川の手のまち」「風薫る歴史のまち」「光輝くみどりのまち」の3つのまとまりを対象に、「都市の緑づくり ―緑の舞台をつくる―」を基本方針として、市全域の樹林を対象とした「自然環境の保全」や、都市公園の整備・活用、3つのまとまりの特色を活かした「緑の空間」、市全体をつなぐ「緑と水辺の回廊づくり」により、都市全体で緑と水辺がネットワークされたまちづくりを行います。

「地域」では、11の地域を対象に「11のまちの緑づくり ―地域の緑の物語をつくる―」を基本方針として、各地域の特徴・特性に応じた「公園緑地の整備」「地域の緑と水辺の回廊づくり」「緑化の推進」により、地域内で緑と水辺がネットワークされたまちづくりを行います。

「人」では、「市民」だけでなく「企業」「財団法人松戸みどりと花の基金」「行政」などの各主体を対象に「緑の担い手づくり ―みどりの市民力による体制をつくる―」を基本方針として、緑の活動およびその協力体制の確立を行います。

3つの方針

都市の緑づくり ―緑の舞台をつくる―

- 貴重な自然環境の保全・創造
- 都市公園の整備・活用
- 個性ある緑の空間づくり
- 緑と水辺の回廊づくり

11のまちの緑づくり ―地域の緑の物語をつくる―

水と親しめる川の手のまち (松戸・矢切・明・古ヶ崎・新松戸)
風薫る歴史のまち (馬橋・小金・小金原)
光輝くみどりのまち (常盤平・東部・六実)

- 地域単位の公園緑地整備
- 地域の緑と水辺の回廊づくり
- 緑の地域を創る緑化推進

緑の担い手づくり ―みどりの市民力による体制をつくる―

- 緑や花を楽しむきっかけづくり
- 緑や花を学ぶ機会の充実
- 松戸みどりの市民憲章の行動による実践
- 緑の体制のバックアップ

暮らしが自然と調和する

緑のふるさと 松戸
緑花清流でつづる人とまち、自然の物語

3 . 計画の目標

2020 年を目標に、「暮らしが自然と調和する緑のふるさと 松戸」を実現した場合、以下の緑が松戸市内に展開されます。

江戸川沿いの秩序あるまちづくりのための緑の前線
江戸川グリーンラインを形成します。



本市の、緑と風土の動力源となる
**自然と歴史と田園、
3つのふるさとゾーン**を形成します。



松戸市の緑の特徴であり、
都市と自然の環境を調和させる
江戸川沿いの斜面林
の重点的な保全に努めます。



人や生きものの行き交う、
街路樹や河川からなる緑のライフライン
緑と水辺の回廊をつくります。



3つの緑の拠点、11の地域公園、
様々な身近な公園を配置し、
**市民ひとりあたり
11 m²以上の公園緑地**を提供します。



公共施設や民有地の緑化を推進することにより、
**市民ひとりあたり 1本、
50万本の樹木**を植栽します。



市民、企業、市民団体、行政などの各主体が結びついた
みどりの市民力による協力体制
を築きます。



4 . 施策の体系

この計画の具体的な施策の内容を以下のように設定します。これらの施策を展開し、「暮らしが自然と調和する緑のふるさと 松戸」を実現していきます。

1 都市の緑づくり …22 —緑の舞台をつくる—	(1) 貴重な自然環境の保全・創造 …25	<input type="checkbox"/>
	(2) 都市公園の整備・活用 …32	<input type="checkbox"/>
	(3) 個性ある緑の空間づくり …37	<input type="checkbox"/>
	(4) 緑と水辺の回廊づくり …42	<input type="checkbox"/>
2 11のまちの緑づくり …44 —地域の緑の物語をつくる—	(1) 地域単位の公園緑地整備 …45	<input type="checkbox"/>
	(2) 地域の緑と水辺の回廊づくり …49	<input type="checkbox"/>
	(3) 緑の地域を創る緑化推進 …51	<input type="checkbox"/>
	(4) 11のまちの物語づくり …56	<input type="checkbox"/>
3 緑の担い手づくり …78 —みどりの市民力による体制をつくる—	(1) 緑や花を楽しむきっかけづくり …79	<input type="checkbox"/>
	(2) 緑や花を学ぶ機会の充実 …82	<input type="checkbox"/>
	(3) 「松戸みどりの市民憲章」の行動による実践 …84	<input type="checkbox"/>
	(4) 緑の体制のバックアップ …88	<input type="checkbox"/>

施策の方向

ページ

1) みどりの市民力による樹林地保全の強化		26
2) 樹林地の保全制度の積極的な活用		28
3) 自然調和型都市の形成		31
1) 都市公園の整備・活用		33
2) 緑の拠点づくり		34
1) 3つのふるさとゾーンの形成	①ふるさと自然ゾーン 38 ②ふるさと歴史ゾーン 39 ③ふるさと田園ゾーン 40	
2) 江戸川グリーンラインの形成		41
1) 緑の幹線回廊の形成		43
2) 水辺の幹線回廊の形成		43
1) 地域公園の整備		46
2) 身近な公園緑地の整備		47
3) 公園の維持管理・運営の充実とリフレッシュ		48
4) 多様な手法を活用した公園の整備		48
1) 地域の緑の回廊の形成		50
2) 適正な街路樹の維持管理		50
3) 地域の水辺の回廊の形成		50
1) 公共施設の緑化		52
2) 住宅地の緑化		53
3) 商業地の緑化		54
4) 工場・事業所の緑化		54
5) 多様な手法を活用した地域の緑化		55
1) 水と親しめる川の手まち	①松戸地域 56 ②矢切地域 58 ③明地域 60 ④古ヶ崎地域 62 ⑤新松戸地域 64	
2) 風薫る歴史のまち	⑥馬橋地域 66 ⑦小金地域 68 ⑧小金原地域 70	
3) 光輝くみどりのまち	⑨常盤平地域 72 ⑩東部地域 74 ⑪六実地域 76	
1) 緑や自然に関する情報の発信		80
2) 緑のイベントなどの開催		81
3) 緑の仲間づくり		81
1) 緑や自然について学ぶプログラムの充実		83
2) 人材の育成と活用		83
1) 緑の地域活動の展開		85
2) 緑のボランティア活動の促進		85
3) コラボレーションによる緑づくり		86
1) 緑の活動ネットワークづくり		89
2) (財)松戸みどりと花の基金の機能充実		89

未来に残す松戸の緑

人と緑（木や草）の共存。叫ばれて久しくなりました。

松戸市でも、年々緑は、減っています。

共存は大変難しいと考えてしまいますが、本当にそうでしょうか？

現在市内に残されている緑（樹林）の多くは、矢切から栗山にかけての樹林地のような、低地と高台のあいだにある斜面林です。その樹林地とともに街の中にある神社、寺院の樹木、また旧家にある屋敷林なども身近にある大切な緑です。市内の身近に多くある緑の中には巨樹・古木といったものがあります。1本の若木が大きな木に育つこと、それは簡単なことではありません。枯れたり、切られたり、天災に会うなど、木はいつも死の危険と隣り合わせています。それだけに年月をかさねた巨樹・古木は、多くの人に感動を与え、安らぎを与えてくれます。

それらの樹木に代表される緑、その緑を含む自然を守り育てていくことで、数百年後の市民にも貴重な財産として残していきたいものです。

一般に巨樹とは、地面から1.3m地点の幹周（太さ）計測値が3.0m以上をいいます。

松戸市内においては、小金にある東漸寺の枝垂れ桜・亀松や金ヶ作にある

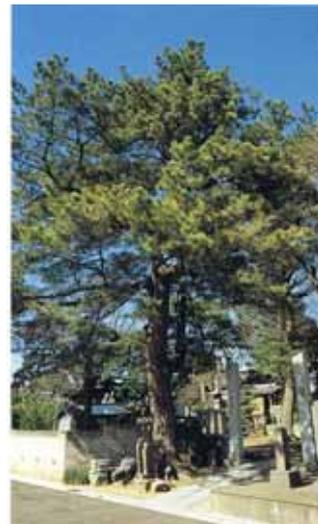
コウヤマキ・高木小学校のクスノキが千葉県巨樹・古木200選に選ばれています。

一度、訪ねてみるのもよいかと思えます。そして、幸せのひと時をすごしてみませんか。ポイントは3つ！

- ① 巨樹・古木の圧倒的な巨大さ 雄大で個性的な樹形の素晴らしさや樹肌の紋様や色彩
- ② 生命の躍動 大地にしっかりと根をおろした、たくましさ
- ③ 世代を超えた人々の思い 樹木が生きてきた長い年月や土地の歴史



高木小学校のクスノキ



大乘院のクロマツ

※見学に際しては樹木の保護に十分な配慮をお願いします。特に学校・個人住宅等では事前に了解をいただきますようお願いいたします。